

南相馬市中長期財政計画

(令和6年度～令和12年度)

令和6年8月

福島県南相馬市

目 次

	はじめに	
1	計画策定の目的	2 ページ
2	計画期間	
3	対象会計	
4	計画改定の時期	
5	中長期財政収支の見通し	
(1)	推計の前提と方法	3 ページ
(2)	中長期財政収支の見通し(財政推計)	
6	財政運営上の課題	13 ページ
7	財政計画の目標と主な取り組み	
(1)	財政計画の目標	14 ページ
(2)	目標の達成に向けた主な取り組み	
8	財政計画	
(1)	取組後の財政収支の見通し	16 ページ
(2)	取組後の財政指標等の見通し	17 ページ
	資料編	18 ページ

5 中長期財政収支の見通し

(1) 推計の前提と方法

歳入は予算科目別、歳出は性質別に分類し、令和6年度以降の見通しを算出しています。

また、中長期財政収支の見通しは、令和6年度決算見込額をベースに、現行の地方財政制度等を基本とし、過去の決算額、南相馬市第三次総合計画第2次実施計画(以下、「第2次実施計画」という。)等を基に推計額を算出しています。

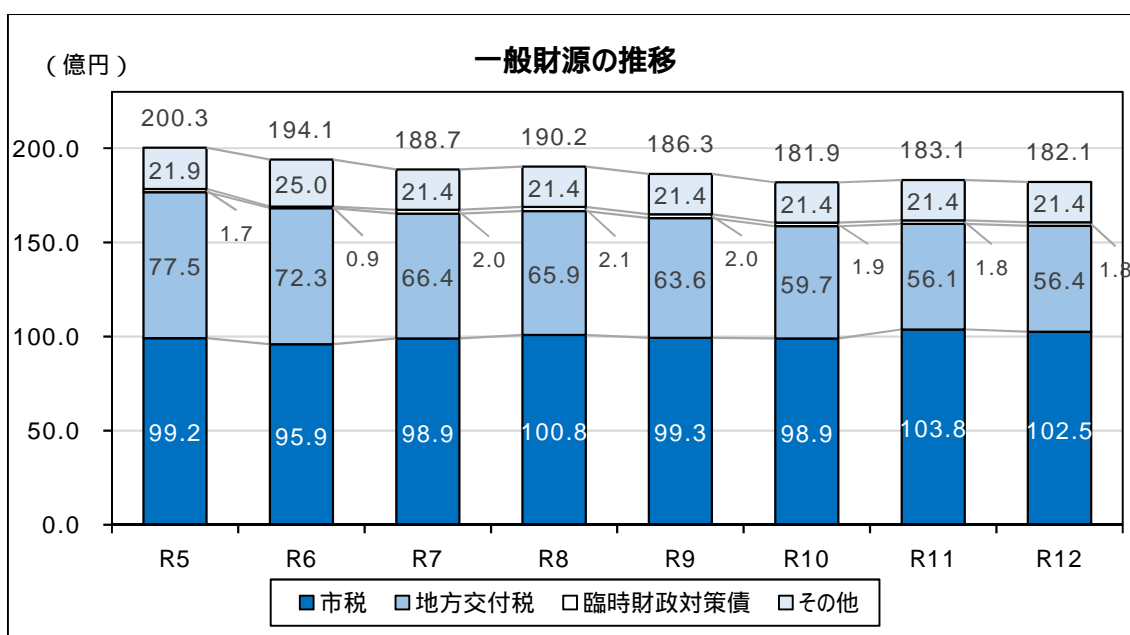
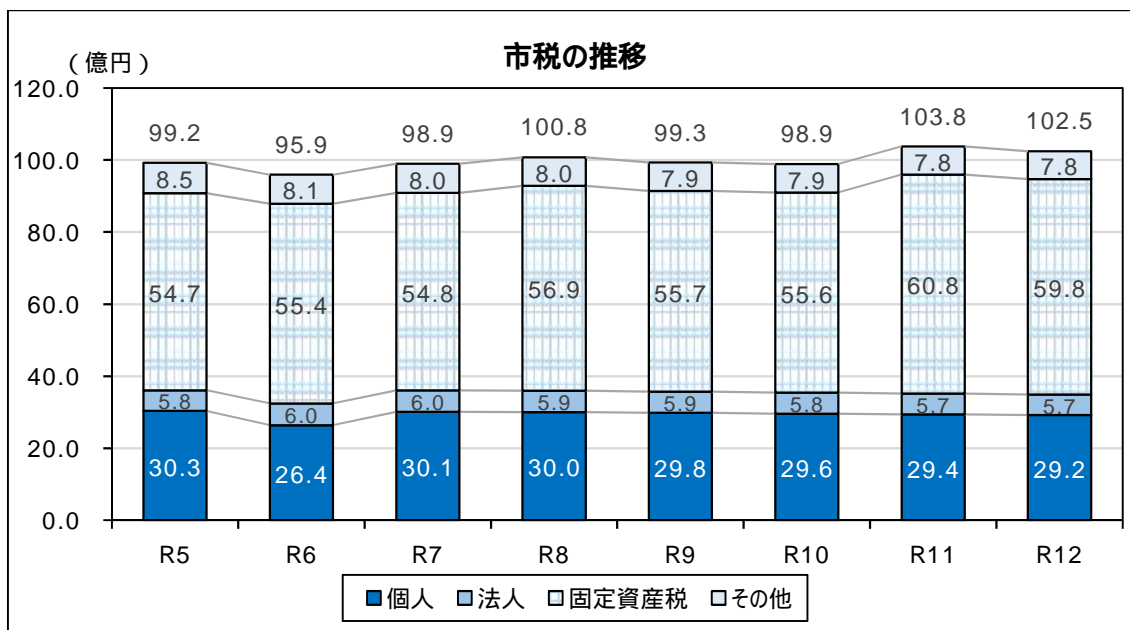
なお、震災関連事業については、復興財源が継続するものとし、令和6年度以降の震災と原発事故の影響に伴う事業(以下、「震災関連事業」という。)を見込み算出しています。(主な歳入、歳出の推計方法については資料編のとおり)

その他、将来人口の増減は、第三次総合計画策定時の人口推計を採用しています。

(2) 中長期財政収支の見通し(財政推計)

歳入の見通し

市税については、市民税は、生産年齢人口の減少等の影響から微減となるものの、固定資産税は、評価替えや宅地・雑種地の負担調整率の影響により土地分で微増、減免措置から通常課税への移行の影響により家屋分で微増となったことから、全体として微増で推移する見通しとなりました。また、普通交付税については、算定基礎の1つが人口であることから、人口減少により減少傾向となり、一般財源合計(臨時財政対策債含む)では減少傾向となる見通しとなりました。



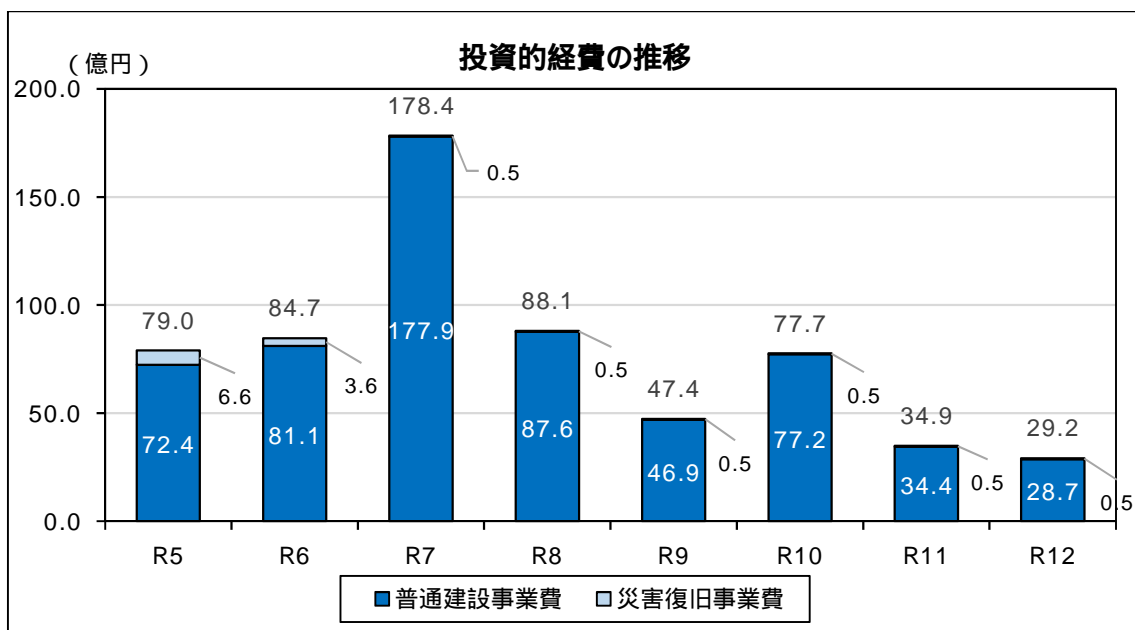
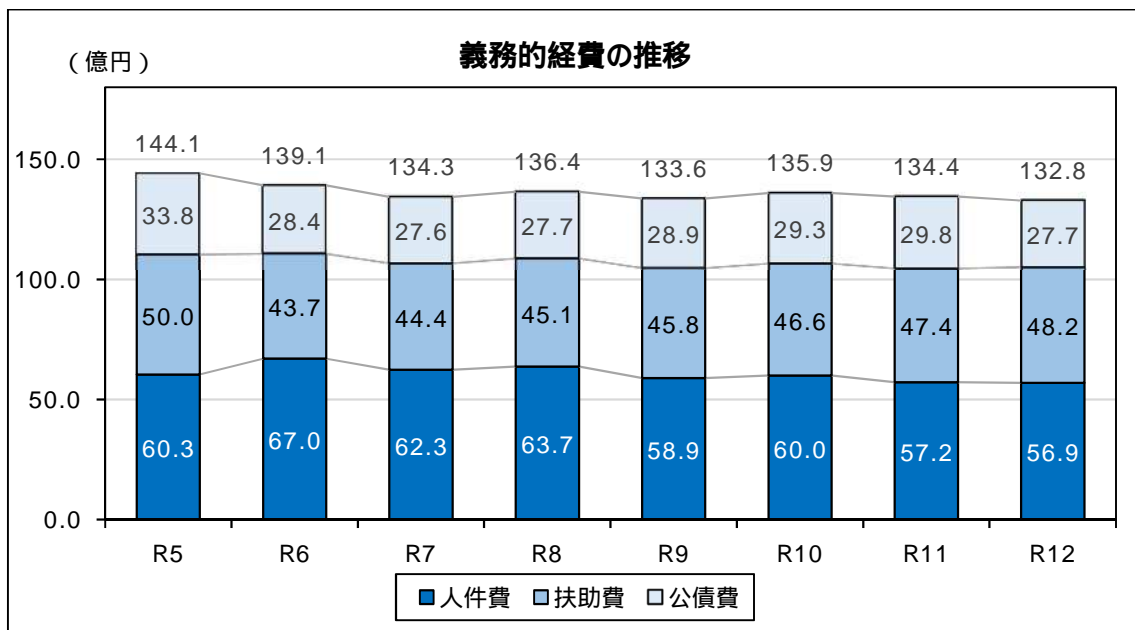
歳出の見通し

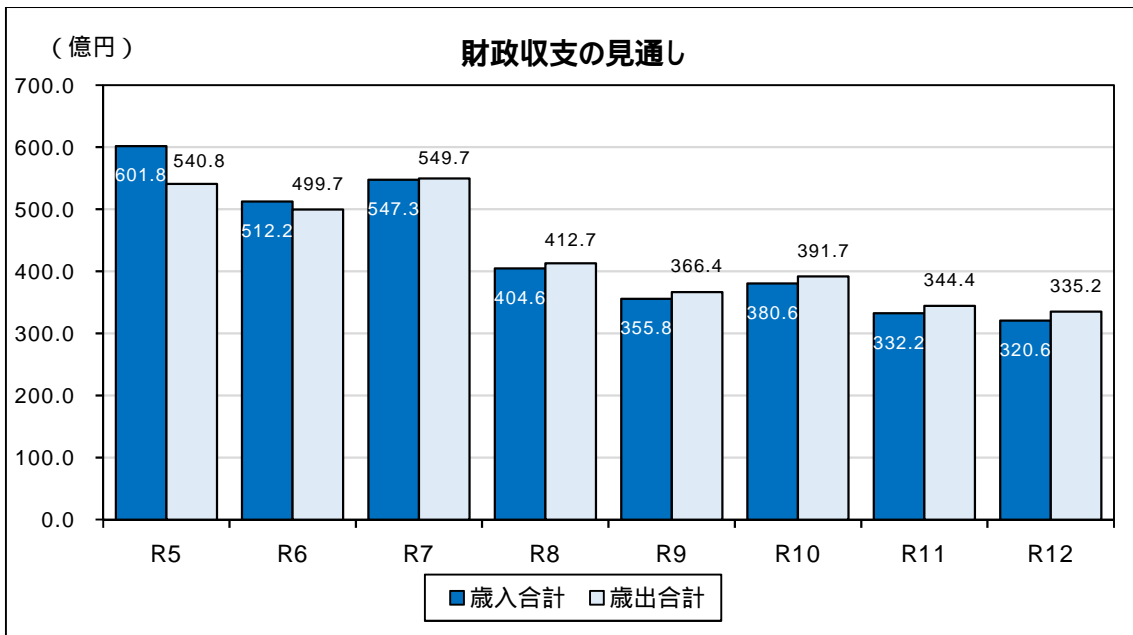
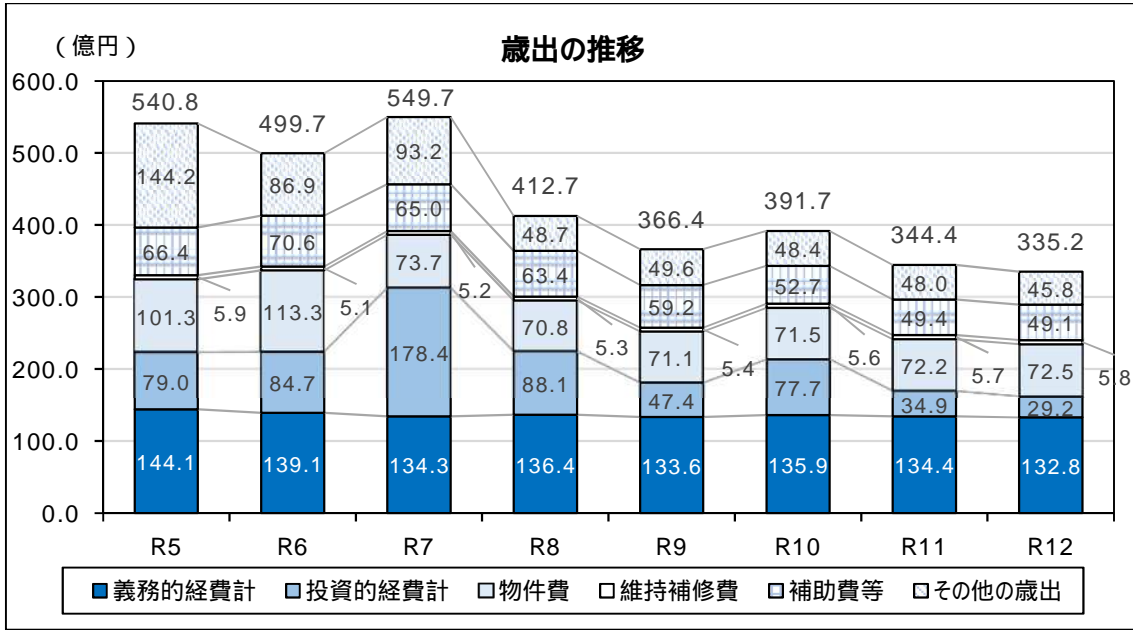
義務的経費では、扶助費は、高齢化の進行等による社会保障関連経費の増加等の影響から増となるものの、人件費は、第三次定員適正化計画に基づく職員数の減等により減となることから、全体で微減となる見通しとなりました。また、投資的経費では、新庁舎建設事業や復興の進捗に伴う震災関連事業（園芸作物集出荷団地、川房地区複合型園芸施設等）の影響等により年度間の変動が大きく生じる見通しとなりました。その他、物件費では、全体として人件費の上昇や物価高騰等の影響により増加傾向となるものの、特

に令和6年度については、震災関連事業（ため池除染等）の影響により、変動が大きく生じる見込みとなりました。

結果、令和7年度以降、歳入合計よりも歳出合計が上回る収支不足の状態となる見通しとなりました。

（補足）なお、財政収支の見通しは、過去実績や将来見込む概算事業費などを参考とし、策定時点における一定の前提条件のもと推計したものであり、今後の状況によって上振れ、下振れの可能性があり、収支差額の生じやすい傾向にあります。





【中長期財政収支の見通し(財政推計)】

(単位：百万円)

	R5決算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
【歳入】								
市税	9,921	9,591	9,894	10,078	9,931	9,886	10,376	10,246
地方譲与税	367	397	397	397	397	397	397	397
地方交付税	10,905	10,304	13,369	8,588	8,145	7,224	6,427	6,324
普通交付税	5,657	5,676	5,109	5,322	5,147	4,825	4,557	4,653
特別交付税	1,288	900	900	900	900	900	900	900
震災復興特別交付税	3,960	3,728	7,360	2,366	2,098	1,499	970	771
各種交付金	1,824	2,099	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
国庫支出金	13,165	7,043	6,686	5,878	5,805	5,564	5,176	5,099
県支出金	4,710	5,167	12,110	5,292	4,238	4,234	3,920	3,918
市債	2,734	2,265	1,728	3,828	1,617	2,474	1,410	937
臨時財政対策債	172	87	197	205	199	186	176	180
その他の歳入	16,554	14,353	8,803	4,655	3,703	6,541	3,771	3,398
歳入合計	60,180	51,219	54,727	40,456	35,576	38,060	33,217	32,059
うち震災関連事業	21,073	15,501	22,204	5,890	4,253	3,410	2,662	2,481
一般財源計(臨時財政対策債含む)	20,037	19,402	18,873	19,011	18,627	18,174	18,294	18,204
【歳出】								
人件費	6,033	6,695	6,229	6,365	5,886	6,003	5,721	5,692
扶助費	4,996	4,371	4,436	4,505	4,578	4,655	4,736	4,820
公債費	3,379	2,842	2,763	2,771	2,892	2,928	2,978	2,767
義務的経費計	14,408	13,908	13,428	13,641	13,356	13,586	13,435	13,279
普通建設事業費	7,235	8,113	17,786	8,759	4,693	7,724	3,442	2,865
災害復旧事業費	663	357	50	50	50	50	50	50
投資的経費計	7,898	8,470	17,836	8,809	4,743	7,774	3,492	2,915
物件費	10,130	11,326	7,365	7,081	7,113	7,150	7,216	7,250
維持補修費	589	512	523	533	544	555	566	577
補助費等	6,636	7,063	6,498	6,339	5,921	5,273	4,937	4,910
その他の歳出	14,420	8,688	9,317	4,868	4,963	4,835	4,796	4,584
歳出合計	54,081	49,967	54,967	41,271	36,640	39,173	34,442	33,515
うち震災関連事業	18,042	15,251	22,204	6,190	4,753	3,910	3,162	2,981
歳入 - 歳出								
うち震災関連事業	6,099	1,252	▲ 240	▲ 815	▲ 1,064	▲ 1,113	▲ 1,225	▲ 1,456
うち震災関連事業	3,031	250	0	▲ 300	▲ 500	▲ 500	▲ 500	▲ 500
普通会計基金残高 合計								
財政調整基金	24,770	22,012	18,574	17,310	17,099	14,373	13,797	13,506
減債基金	4,213	3,916	4,542	4,542	4,542	4,542	4,542	4,542
減債基金	1,310	689	689	689	689	689	689	689
東日本大震災復旧・復興基金	1,242	708	200	0	0	0	0	0
みらいへつなぐ復興基金	3,214	2,605	2,125	1,645	1,165	685	205	0
地域振興基金	31	0	0	0	0	0	0	0
その他基金	14,761	14,095	11,018	10,434	10,703	8,457	8,362	8,276
地方債残高 合計	25,750	25,289	24,393	25,596	24,499	24,231	22,861	21,228
臨時財政対策債	10,595	9,521	8,627	7,790	6,988	6,209	5,453	4,809
実質公債費比率	8.4	8.2	7.4	7.2	7.1	7.5	7.7	7.3
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-	-
実質的な経常収支比率	90.8%	91.0%	91.3%	91.2%	91.4%	91.4%	91.2%	91.1%

財政収支の見通し上、令和7年度以降は、財政調整基金、減債基金を加味していません。

財政指標等の見通し

中長期財政収支の見通しによる主な財政指標等の見通しは次のとおりです。

なお、財政指標の作成に当たっては、収支の差分に財政調整基金及び減債基金を繰り入れて試算しています。

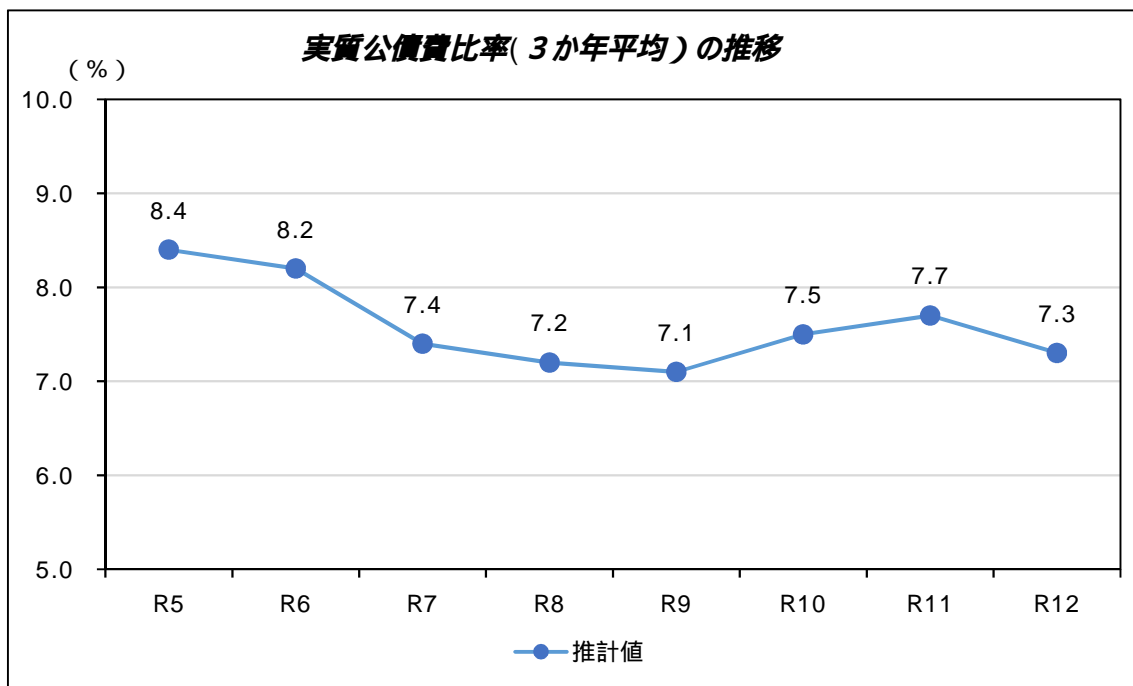
【実質公債費比率の推移】

令和5年度に繰上償還を実施し、後年度負担の平準化に努めたこと等から、減となるものの、令和10年度以降、新庁舎建設事業等の影響により増加に転じる見通しとなったが、全体として、概ね減少傾向となる見通しとなりました。

(参考) 類似団体との比較(令和4年度)

南相馬市 : 8.7%

類似団体平均 : 6.6%



実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金と公営企業会計における公債費償還額相当に対しての繰出金や債務負行為で公債費に準じて支出経費などの標準財政規模に対する比率。

- ・18%以上：市債の発行に国の許可が必要となる。
- ・25%以上：早期健全化が必要とされ、一部の記載の発行が制限
- ・35%以上：財政再建が必要とされ、多くの市債の発行が制限

類似団体とは：市町村の態様を決定する要素のうちもっともその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの

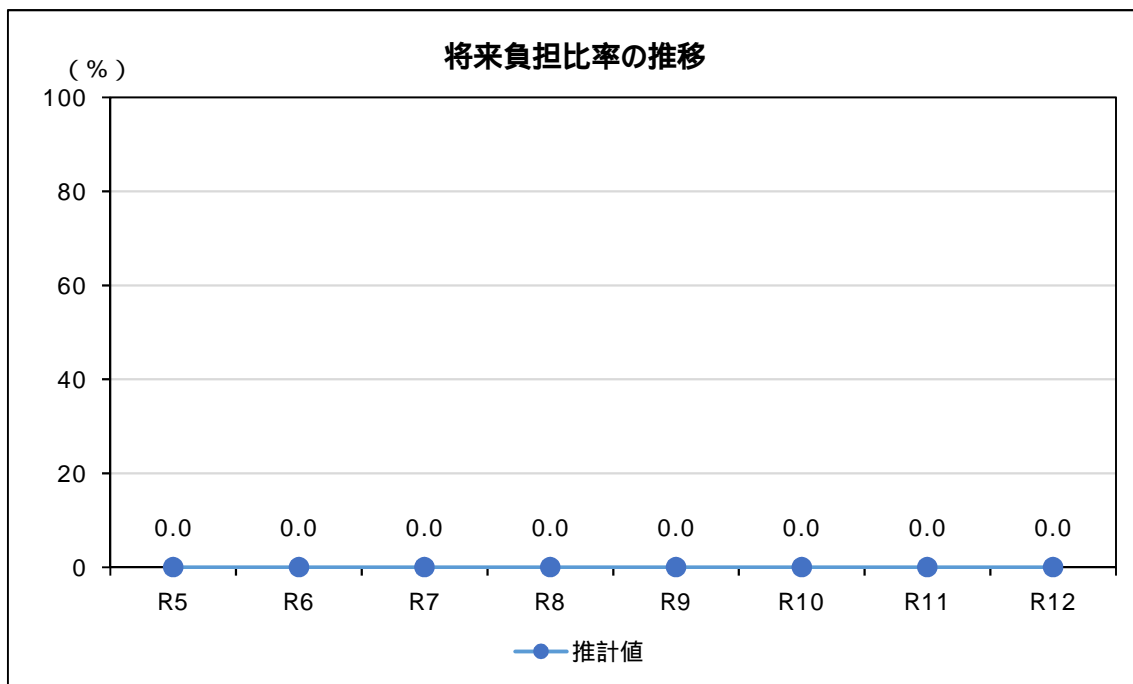
【将来負担比率の推移】

普通会計が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、令和12年度まで将来負担比率は生じない見通しとなり、引き続き健全な値を維持する見込みです。

(参考) 類似団体との比較(令和4年度)

南相馬市： - %

類似団体平均： 12.7 %



将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負担(借入金の残高等)の標準財政規模に対する割合

・350%：早期健全化基準

【実質的な経常収支比率の推移（税減収補てん含む）】

人件費の上昇や物価高騰等の影響による経常的な物件費の増、高齢化の進行等による社会保障関連経費の増等となる一方、地方交付税の減等、経常的な一般財源は減少傾向にあることから、財政構造の弾力性が硬直化の傾向となる見通しとなりました。

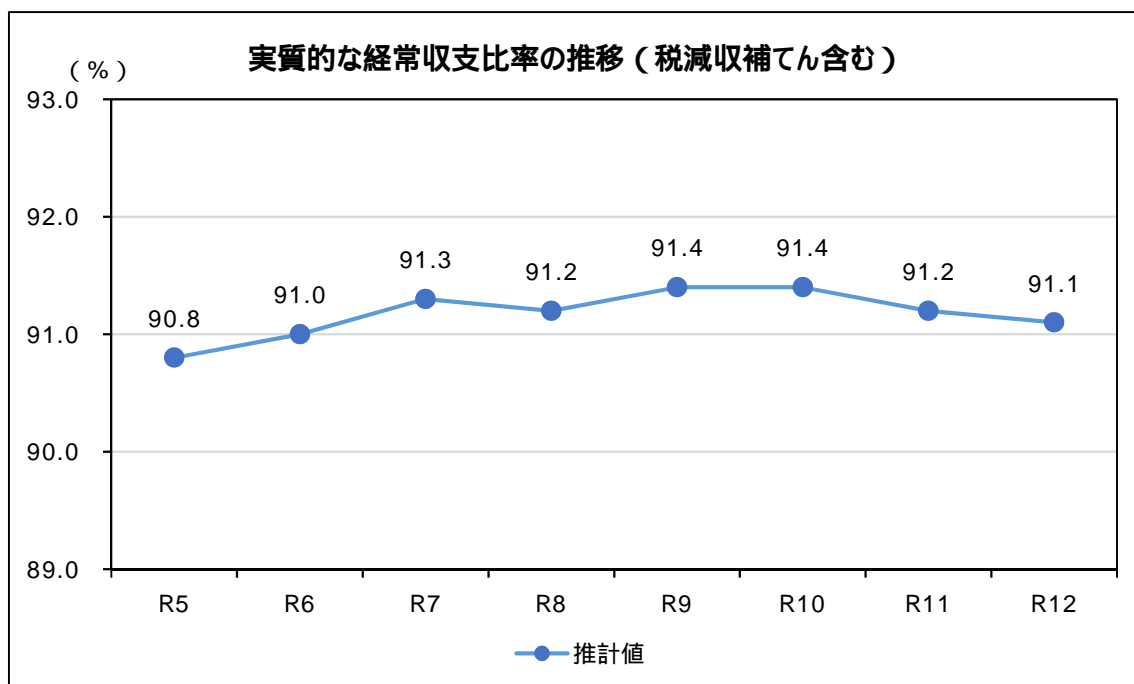
（参考）類似団体との比較（令和4年度）

南相馬市：90.4%

類似団体平均：91.0%

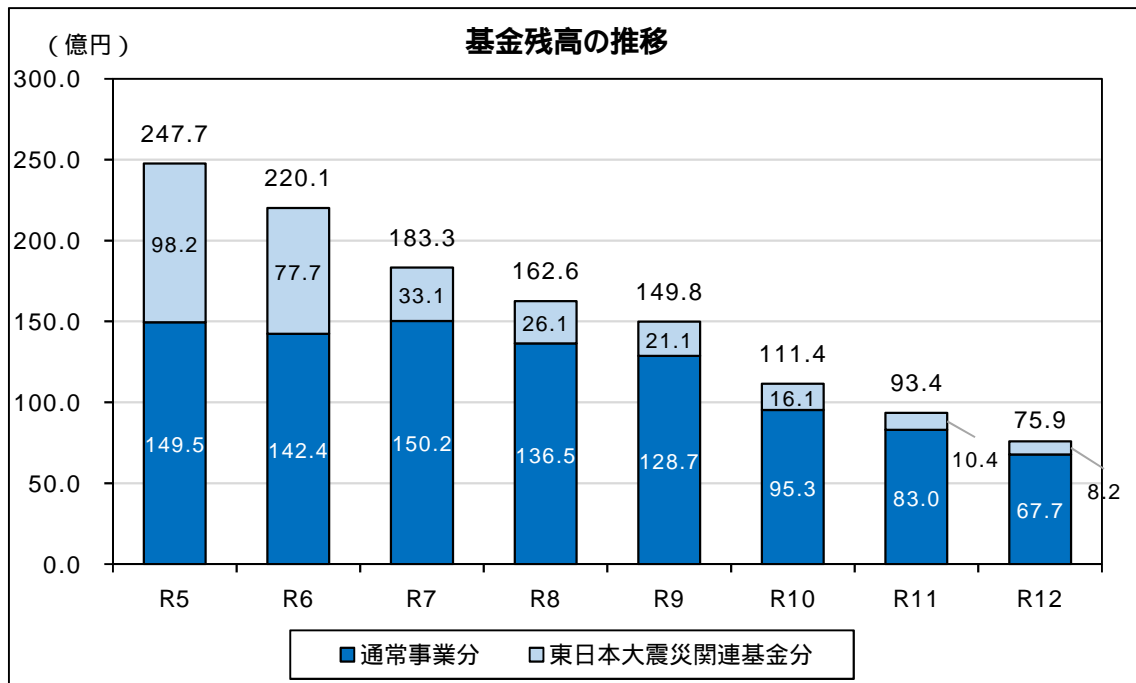
実質的な経常収支比率の算定

震災の影響に伴い、沿岸部大規模太陽光の施設（償却資産）に伴う固定資産税等の市税収入が、事業者への課税免除特例措置（震災に伴う国の特例措置）により、市税減収相当額が震災復興特別交付税収入として補てんされ、本来、経常的な収入が臨時的な収入に変わっています。このことから、本市の実質的な経常収支比率を見るため、市税減収補てん措置分を本来の市税収入として算定しています。



【基金残高の推移】 推計で算出された収支の差分に財政調整基金及び減債基金を繰り入れて試算

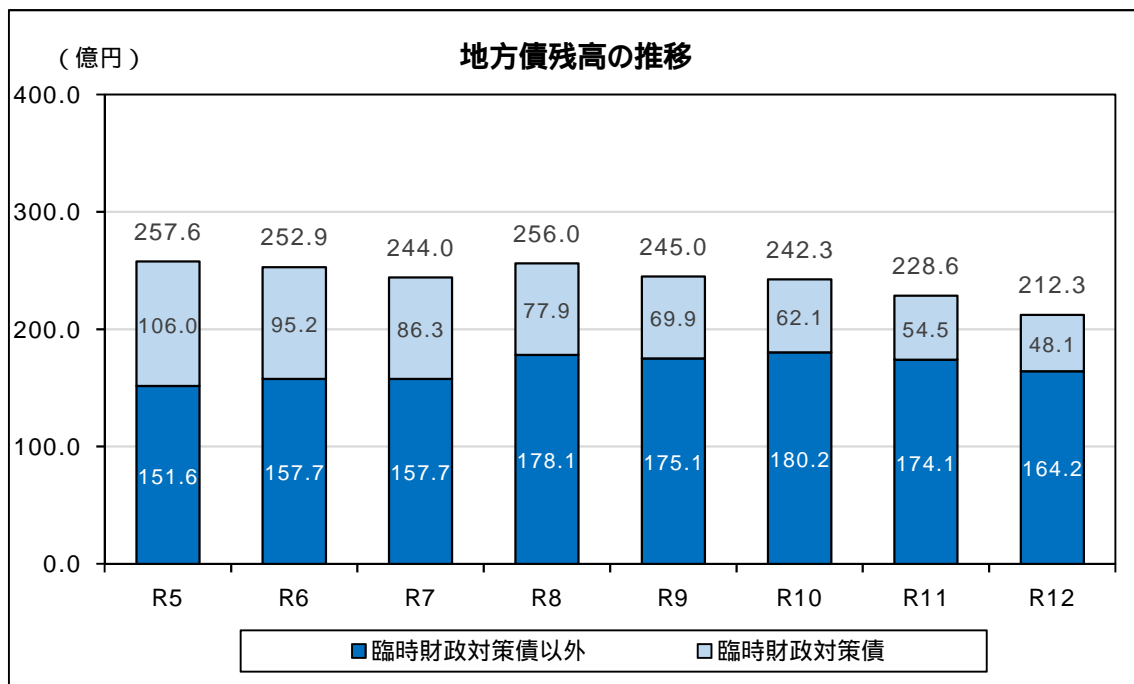
基金残高は、通常事業分は将来の備えなど含め確保しつつ、東日本大震災関連基金分は、復興関連事業の財源として国から交付された補助金を原資とする帰還・移住等環境整備交付金基金などの活用が着実に進んでいることから減少傾向となる見通しです。



東日本大震災関連基金：帰還・移住等環境整備交付基金、東日本大震災遺児等支援基金、東日本大震災復旧・復興基金、みらい夢基金、市民一体化復興促進基金、みらいへつなぐ復興基金のこと。

【地方債残高の推移】

地方債残高のうち、臨時財政対策債は、国の地方財政計画に基づき借入額が減少し償還が進むことから、減少傾向となるものの、普通建設事業等に係る臨時財政対策債以外の地方債は、普通交付税措置の優遇された地方債の活用に努めるとともに、普通交付税措置のない地方債の発行抑制や繰り上げ償還を行ってはいるものの、近年の災害復旧事業や新庁舎建設事業の影響により令和6年度以降増加傾向となる見通しです。



6 財政運営上の課題

震災と原発事故の影響に伴う対応が引き続き必要な状況にあること、震災関連事業を除く通常事業の規模が膨らみつつあり、規模の適正化を要する一方、新たな課題へ対応していく必要があることなど、国の制度改正や経済情勢の変化などが生じる中、真に必要な事業を見極め、引き続き、健全で持続可能な財政運営を続けるために、次の各課題に対応していく必要があります。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性が硬直化の傾向となる見通しにあることから、市民サービスを維持しつつ、内部努力の積み重ねの徹底など、経常的な経費の適正化に努める必要があります。

(2) 実質公債費比率

引き続き健全な状態を維持する見込みです。

しかし、今後も公共施設及び公共インフラの老朽化に伴う長寿命化・更新等に要する財源として市債活用や企業会計への公債費に要する経費へ繰出基準相当額の負担が見込まれるため、各年度市債の新規発行額と返済額のバランスなどの確保により、健全な範囲内で財政指標が上昇傾向とならないように、市債以外の財源活用や事業年次を調整するなど、後年度負担の平準化などに努めていく必要があります。

(3) 将来負担比率

引き続き健全な状態を維持する見込みです。

なお、震災関連事業の進捗に応じ、基金の計画的な活用に伴い基金残高が減少傾向となり、通常事業においても令和6年度以降、新庁舎建設事業の本格着手等に伴い、市債残高が増加傾向にあることから、引き続き、将来の備えを含めた基金現在高の確保と企業会計等を含む市債残高のバランスも意識した財政運営が引き続き必要となります。

(4) 財政調整基金

今後も引き続き、不測の事態等に対応するために、災害対応等の取崩しを除き、財政調整基金の残高が標準財政規模の10%(約18億円)を下回らない額の維持に努める必要があります。

7 財政計画の目標と主な取り組み

こうした状況を踏まえ、国の制度改正や経済情勢の変化などが生じる中、引き続き、健全で持続可能な財政運営を続けるため、次のとおり財政指標等の目標を定めます。

(1) 財政計画の目標

経常収支比率

財政構造の弾力性が硬直化の傾向にあることから、社会情勢や行政需要の変化に適切に対応するなど、財政の健全化を図るため、直近の類似団体平均等を踏まえ、以下のとおりとします。

実質的な経常収支比率（減収補てん含む）：90.0%未満

実質公債費比率

国が定めた健全化の判断基準を大幅に下回っているものの、今後、新庁舎建設等に要する大規模な市債活用等が見込まれること及び直近の類似団体平均等を踏まえ、現在の健全性を保つことを目指し、以下のとおりとします。

実質公債費比率：8.4%（令和5年度実績）未満

将来負担比率

引き続き健全な財政指標の維持

財政調整基金

標準財政規模の10%の残高維持

(2) 目標達成に向けた主な取り組み

収支改善に向けた取り組み

ア 歳入の確保

特定財源の積極的な活用と自主財源の確保などに努めます。

- ・市税などの徴収率の向上
- ・市営住宅使用料収納対策の推進
- ・広告収入の拡大、ふるさと応援寄附などの活用
- ・使用料、手数料の見直し（公平な負担の推進）
- ・特定財源の確保
- ・交付税措置率の高い有利な市債の活用

イ 歳出の見直し

限られた財源や人材で最大の効果を発揮していくため、総合計画に基づくPDCAサイクルによる施策効果の高い事業への重点化等、行政経営システム「サマーレビュー」の結果なども踏まえながら、事業の選択と集中に努めます。また、実施事業の精査等により経費の抑制に努めるなど、継続的な歳出の見直しに努めます。

- ・ 物件費・補助費等の抑制 年3%削減
- ・ 減債基金の活用による公債費の繰上げ償還による後年度負担の軽減
- ・ デジタル技術を積極的に活用した、業務の最適化
- ・ 施設の長寿命化による財政負担の軽減
- ・ 公営企業等の経営健全化

経常経費の抑制

- ・ 公共施設等総合管理計画に基づき施設保有量の最適化を推進し、施設の適正管理運営により施設管理経費の抑制
- ・ 定員適正化計画に基づく、職員数の適正化と人件費の抑制

復興関連事業の集中的な議論に基づく、事業の見直し

第2期復興創生期間となる令和7年度を見据え、段階的な見直しに努めます。

市債残高の適正管理

市債を適切に活用しながら、併せて市債残高を適正に管理し、借入残高の抑制を図ることで、後年度負担の軽減に努めます。

8 財政計画

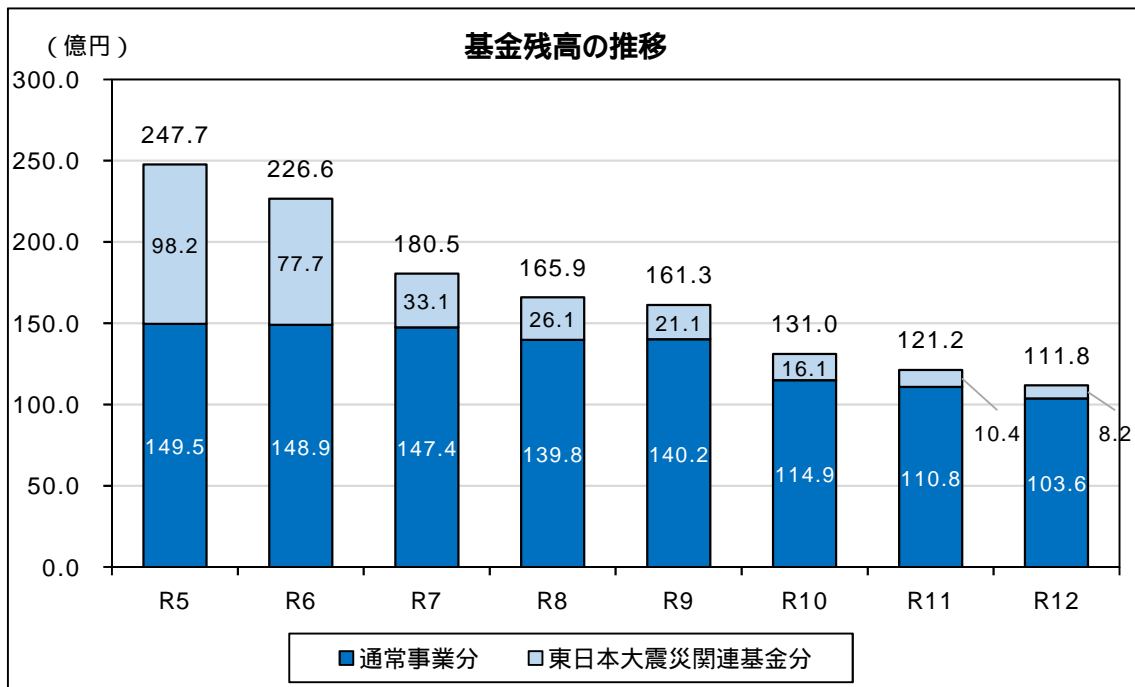
(1) 取組後の財政収支の見通し

(百万円)

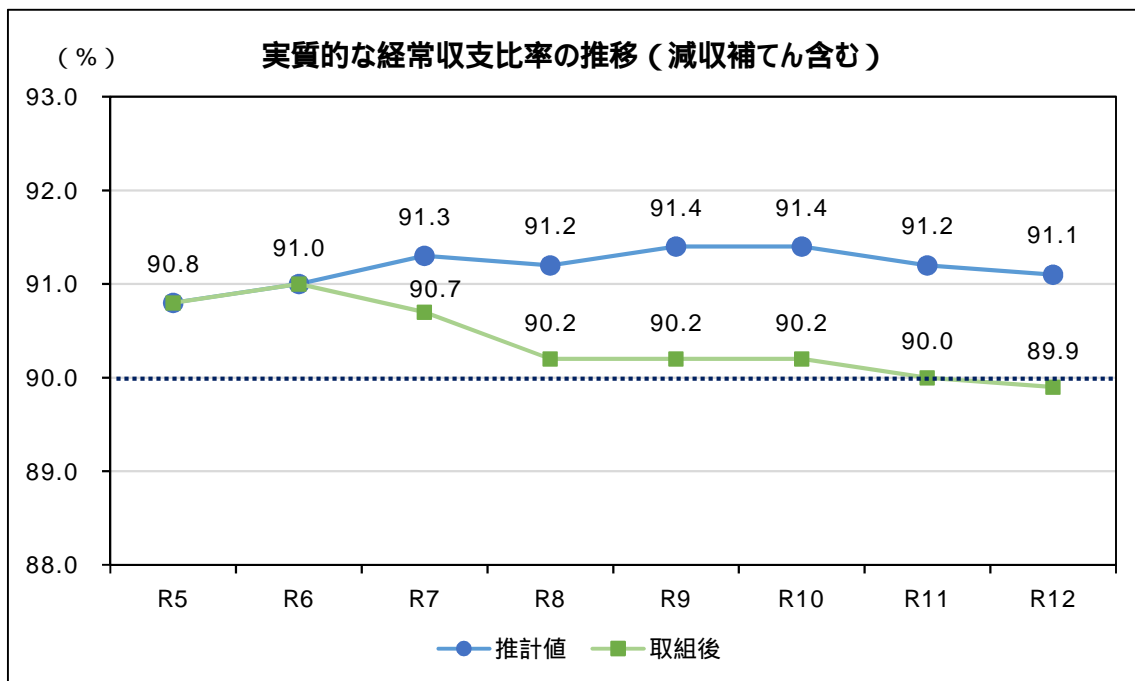
	R5決算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
【歳入】								
市税	9,921	9,591	9,894	10,078	9,931	9,886	10,376	10,246
地方譲与税	367	397	397	397	397	397	397	397
地方交付税	10,905	10,304	13,369	8,588	8,145	7,224	6,427	6,324
普通交付税	5,657	5,676	5,109	5,322	5,147	4,825	4,557	4,653
特別交付税	1,288	900	900	900	900	900	900	900
震災復興特別交付税	3,960	3,728	7,360	2,366	2,098	1,499	970	771
各種交付金	1,824	2,099	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
国庫支出金	13,165	7,043	6,686	5,878	5,805	5,564	5,176	5,099
県支出金	4,710	5,167	12,110	5,292	4,238	4,234	3,920	3,918
市債	2,734	2,265	1,728	3,828	1,617	2,474	1,410	937
臨時財政対策債	172	87	197	205	199	186	176	180
その他の歳入	16,554	13,701	9,003	5,748	4,856	7,740	5,081	4,938
歳入合計	60,180	50,567	54,927	41,549	36,729	39,259	34,527	33,599
うち震災関連事業	21,073	15,501	22,204	5,890	4,253	3,410	2,662	2,481
一般財源計(臨時財政対策債含む)	20,037	19,402	18,873	19,011	18,627	18,174	18,294	18,204
【歳出】								
人件費	6,033	6,695	6,229	6,365	5,886	6,003	5,721	5,692
扶助費	4,996	4,371	4,436	4,505	4,578	4,655	4,736	4,820
公債費	3,379	2,842	2,763	2,771	2,892	2,928	2,978	2,767
義務的経費計	14,408	13,908	13,428	13,641	13,356	13,586	13,435	13,279
普通建設事業費	7,235	8,113	17,786	8,759	4,693	7,724	3,442	2,865
災害復旧事業費	663	357	50	50	50	50	50	50
投資的経費計	7,898	8,470	17,836	8,809	4,743	7,774	3,492	2,915
物件費	10,130	11,326	7,188	6,706	6,536	6,471	6,536	6,568
維持補修費	589	512	523	533	544	555	566	577
補助費等	6,636	7,063	6,362	6,092	5,687	5,138	4,802	4,774
その他の歳出	14,420	8,688	8,990	5,168	5,263	5,135	5,096	4,886
歳出合計	54,081	49,967	54,327	40,949	36,129	38,659	33,927	32,999
うち震災関連事業	18,042	15,251	22,204	5,890	4,253	3,410	2,662	2,481
歳入 - 歳出								
うち震災関連事業	6,099	600	600	600	600	600	600	600
うち震災関連事業	3,031	250	0	0	0	0	0	0
普通会計基金残高 合計								
財政調整基金	24,770	22,664	18,047	16,591	16,127	13,101	12,115	11,185
減債基金	4,213	4,568	4,015	3,823	3,570	3,270	2,860	2,220
東日本大震災復興・復興基金	1,310	689	689	689	689	689	689	689
東日本大震災復興・復興基金	1,242	708	200	0	0	0	0	0
みらいへつなぐ復興基金	3,214	2,605	2,125	1,645	1,165	685	205	0
地域振興基金	31	0	0	0	0	0	0	0
その他基金	14,761	14,095	11,018	10,434	10,703	8,457	8,362	8,276
地方債残高 合計	25,750	25,289	24,393	25,596	24,499	24,231	22,861	21,228
臨時財政対策債	10,595	9,521	8,627	7,790	6,988	6,209	5,453	4,809
実質公債費比率	8.4	8.2	7.4	7.2	7.1	7.5	7.7	7.3
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-	-
実質的な経常収支比率	90.8%	91.0%	90.7%	90.2%	90.2%	90.2%	90.0%	89.9%

前年度決算剰余金の1/2を財政調整基金として推計し、令和6年度以降は財政調整基金含み繰越金が6億円程度となるよう調整しています。

(2) 取組後の財政指標等の見通し
基金残高の推移



取組後の実質的な経常収支比率の推移



(資料編 1) 中長期財政収支の見通し(推計の方法)

歳入の見通し

項目	推計方法
市税	<p>個人市民税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。 令和 7 年度以降は、令和 6 年度当初予算の見込額をベースに収納率の向上及び政策効果人口推計平均減少率 0.7%を加味して算出。</p> <p>法人市民税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。 令和 7 年度以降は、令和 6 年度当初予算の見込額をベースに収納率の向上及び税率改正等特殊要因のなかった平成 29 年度と平成 30 年度の決算比の減少率 1.0%で算出</p> <p>軽自動車税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。 種別割については、令和 7 年度までグリーン化特例が延長され税収への影響が推測される。令和 7 年度以降は、収納率の向上及び成人年齢の人口推計の減少率(政策効果人口推計平均減少率) 0.7%を、各前年度の額に乗じて算出。</p> <p>市たばこ税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。 令和 7 年度以降は、成人年齢の人口推計の減少率(政策効果人口推計平均減少率) 0.7%を、各前年度の額に乗じて算出。</p> <p>固定資産税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。 令和 7 年度以降 (土地分) 評価替えや宅地・雑種地の負担調整率の影響を勘案し算出。 微増で推移する見込み。</p> <p>(家屋分) 令和 7 年度以降は、評価替えや住宅新增築に加え、新規企業立地による影響を勘案し算出。 新築棟数は落ち着きを見せているが、減免措置から通常課税への移行が進むこともあり、微増で推移する見込み。</p> <p>(償却資産分) 令和 7 年度以降は、近年の設備投資状況に加え、新規企業立地の影響を勘案し算出。</p>

	<p>多くの事業所が、震災関連の課税免除制度を活用し設備投資が行われてきた経過があり、今後は大規模な設備投資は見込まれず微減する見込み。</p> <p>なお、令和 11 年度以降は、火力発電所分の耐用年数に応じた大規模投資が見込まれ、増加傾向に転じる見込み。</p> <p>都市計画税 平成 22 年度課税廃止により、滞納繰越分のみで算出</p> <p>鉱産税 令和 6 年度以降、令和 6 年度当初予算の見込み額と同額で算出</p> <p>特別土地保有税 平成 15 年度課税廃止により、滞納繰越分のみで算出</p>
地方譲与税 各種交付金	<p>地方譲与税 令和 7 年度以降、令和 6 年度当初予算の見込額と同額で算出</p> <p>各種交付金 令和 7 年度以降、令和 6 年度当初予算の見込額と同額で算出</p>
地方交付税	<p>普通交付税 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算見込み額で算出 令和 7 年度以降は、市税の推計額（震災に伴う市税減収補てん措置見込額を加算）から、対前年度市税収入額等の 75% を基準財政収入額に加算して算出。人口、公債費等の推移から、基準財政需要額を算出。</p> <p>特別交付税 令和 7 年度以降は、令和 6 年の見込額と同額で算出</p> <p>震災復興特別交付税 第 2 次実施計画の計画事業額に対する財政措置見込額と市税減収補てん措置見込額を合算し算出 令和 7 年度以降は、「第 2 期復興・創生期間における復旧・復興事業の進捗状況等」に係る調査（以下「県の復興関連事業需要調査」という。）の財源見込額を基に算出</p>
国庫支出金 県支出金	<p>普通建設事業に係る財源分及び普通建設事業を除く震災関連事業に係る財源分 令和 7 年度以降は、第 2 次実施計画の計画額及び県の復興関連事業需要調査等の財源見込額を基に算出</p> <p>その他事業に係る財源分 現行制度が維持されるものとして社会保障関連経費の増加等を加味し + 1.0% 程度で算出</p>
繰入金	<p>主な基金繰入金について次のとおり</p> <p>職員退職手当基金</p>

	<p>令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出 令和 7 年度以降、退職手当見込額が 3 億円を上回る場合に差額繰り入れを見込み算出</p> <p>庁舎建設基金 令和 6 年度に実施設計、令和 7 年度以降、建設、解体工事を想定し、起債以外の財源として繰入れを見込み算出</p> <p>東日本大震災復旧・復興基金及びみらい夢基金 令和 6 年度当初予算及び第 2 次実施計画の計画額をもとに、基金残高を考慮し、令和 7 年度まで震災関連事業に係る一般財源に対し、段階的に減少する見込みで算出</p> <p>みらいへつなぐ復興基金 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出。令和 7 年度以降、令和 6 年度当初予算取崩額と同額程度を想定し、毎年度 7 億円繰り入れを見込み算出</p> <p>帰還・移住等環境整備交付金基金 第 2 次実施計画の計画額及び県の復興関連事業需要調査の財源見込額をベースに繰り入れを見込み算出</p>
繰越金	各年度の歳入歳出推計額差し引き額を繰越金として算出
市債	<p>建設債 令和 6 年度当初予算及び第 2 次実施計画の計画額等に対する財源見込額を基に算出</p> <p>臨時財政対策債 令和 6 年度は国仮試算等を参考に算定。令和 7 年度以降は、普通交付税に対する臨時財政対策債の割合の令和 4 年度から 6 年度の平均値 3.7%を採用して推計</p>
その他の歳入	<p>分担金・負担金 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出 令和 7 年度以降は、各年度、令和 6 年度と同額で算出</p> <p>使用料・手数料 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出 令和 7 年度以降は、各年度、令和 6 年度と同額で算出</p> <p>財産収入・寄附金 令和 6 年度は、令和 6 年度当初予算の見込額から算出 令和 7 年度以降は、各年度、令和 6 年度と同額で算出</p>

歳出の見通し

項目	推計方法
人件費	<p>職員数 第三次定員適正化計画の内容を踏まえ、(前年度在籍職員 - 退職者 + 新採用職員 + 再任用職員) で算出</p> <p>職員給及び退職金 職員数の考え方のおり退職・採用者数を見込み算出</p>
扶助費	<p>事業費が1億円超となる主な事業 児童手当、障害者自立支援給付事業などの過去の事業実績・伸び率や人口推計(年少人口推計)を基に算出</p> <p>その他の扶助費 社会保障関連経費の増加等を加味し + 1.0% で算出</p>
公債費	<p>令和6年度以降新規発行見込額を基に各年度の償還額見込額を算出 建設債に係る新規発行額 令和6年度当初予算及び第2次実施計画を参考に財源構成に占める市債の過去平均割合等から算出</p> <p>新規発行見込額 借入先・償還期限別(10年程度から30年償還(据置なし))に、過去実績から分割し算出</p> <p>利率・償還方法 《公的資金》 令和6年4月時点の貸付利率を基準に算出 《銀行資金》 直近の金利と銀行資金の貸付利率の実績を考慮し算出 《償還方法》 据置き期間無し、元金均等で算出</p>
普通建設事業費	<p>第2次実施計画 第2次実施計画の普通建設事業費から積上げ等により算出</p> <p>非掲載事業 第2次実施計画に掲載されていない事業(以下、「非掲載事業」という。)のうち、 《通常事業分》 令和6年度当初予算額を基に、伸び率 + 1%¹ で算出 1内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R6.1.22)のうち「ベースラインケース」における消費者物価上昇率(本試算期間中の平均値) 《震災関連事業分》</p>

	県の復興関連事業需要調査及び令和6年度当初予算額を基に算出
災害復旧事業費	令和6年度は、令和6年度当初予算の見込額（繰越含む）から算出 令和7年度以降は、各年度50,000千円で算出
物件費	第2次実施計画 第2次実施計画の物件費の積上げ等により算出 非掲載事業のうち通常事業分 《臨時的経費》 令和6年度当初予算額を基に、特殊事情による増減を考慮し算出 《経常的経費》 令和6年度当初予算額を基に、伸び率+1% ¹ で算出 非掲載事業のうち震災関連事業分 県の復興関連事業需要調査及び令和6年度当初予算額を基に算出
維持補修費	令和6年度は、令和6年度当初予算の見込額から算出 令和7年度以降は、特殊事情による増減を考慮し、また過去実績を参考に伸び率+2.0%を各前年度の額に乗じて算出
補助費等	公営企業会計繰出分 公営企業会計に対する繰出見込額により算出 債務負担行為分 設定済みの債務負担行為に基づく補助費の支出見込額で算出 震災関連事業分 及び その他通常事業分 《第2次実施計画》 第2次実施計画の補助費等の積上げ及び県の復興関連事業需要調査により算出 《非掲載事業分》 令和6年度当初予算額を基に、過去実績を考慮し、伸び率+1.0%で算出
その他の歳出	積立金 主な基金積立金について次のとおり 《財政調整基金》 令和6年度までは前年度繰越金の2分の1積み立てを見込み、令和7年度以降は財政調整基金の取崩、積立の影響を反映しないことで収支差額が把握できるよう算出 《職員退職手当基金》 退職手当見込額が3億円を下回る場合に差額積み立てを見込み算出 《庁舎建設基金》 令和6年度事業着手（実施設計）を想定し、起債以外の財源分を毎年積立、取崩すと見込み算出

	<p>《市有建物等維持補修基金》</p> <p>クリーン原町センターの更新や既存施設の維持補修に備え、毎年4億円の積立を計上</p> <p>投資及び出資金</p> <p>公営企業会計への出資見込額により算出</p> <p>繰出金</p> <p>《企業会計分》</p> <p>企業会計への繰出見込額により算出</p> <p>なお、令和7年度以降は、県の復興関連事業需要調査を基に、小高区における産業団地整備等に係る繰出金を計上</p> <p>《企業会計以外分（国保・介護・後期高齢者医療特別会計）》</p> <p>令和6年度は、令和6年度当初予算の見込額から算出</p> <p>令和7年度は、過去実績の伸び率を基に、国民健康保険特別会計への繰出金が+2.2%、介護保険特別会計への繰出金が0.6%、後期高齢者医療特別会計への繰出金が+4.7%で算出</p>
--	---

（資料編2）財政用語の解説

1 予算関係

区 分	説 明
一般会計	市の行政運営の基本的な経費が計上される会計です。
特別会計	<p>特定の事業を行うため一般会計と区分して特定の歳入歳出を経理するための会計です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の特別会計（令和6年度時点） 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 育英資金貸付特別会計 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計 工場用地等整備事業特別会計 太田財産区特別会計 後期高齢者医療特別会計
公営企業会計	<p>当該事業に係る経費を使用料等の収入でまかない住民サービスを提供するための特別会計で、地方公共団体の経営する企業を指し、地方公営企業法が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の企業会計（令和6年度時点） 水道事業会計 病院事業会計

	工業用水道事業会計 下水道事業会計
普通会計	<p>全国各地地方公共団体によって会計区分の範囲が異なり、財政状況などの比較が困難なことから、一定の基準で会計を区分しなおしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の普通会計は以下の会計を合算したもの 一般会計 育英資金貸付特別会計 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計

2 歳入関係

区 分	説 明
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ2割を占め、主要な収入源となっています。
地方譲与税	<p>法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の地方譲与税 地方揮発油譲与税 自動車重量譲与税 森林環境譲与税
税交付金	<p>県が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市の税交付金 利子割交付金 配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 環境性能割交付金
地方特例交付金	<p>国が減税を行ったことにより市税が減収となる部分を補うために国が交付するものです。</p> <p>主に、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収補てん分が措置されています。</p>
地方交付税	<p>国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合を基本に、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、地域に係わらず一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため、国が交付するものです。</p> <p>財源不足団体に対して交付される「普通交付税」と普通交付税で捕捉さ</p>

	れない特別の財政需要に対し交付される「特別交付税」とに区分されま す。
交通安全対策特 別交付金	交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通 反則金の一部が交付されるものです。
分担金及び負担 金	市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を 受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、養護老人ホー ムの入所者が費用の一部を負担する老人保護措置費などがあります。
使用料及び手数 料	使用料は公共施設などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家 賃、各施設の使用料などがあります。 手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもの で、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手数料な どがあります。
国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の 割合で国が補助する場合に交付されるもので、 ・法によって国に負担する義務のある国庫負担金(生活保護費負担金な ど) ・奨励的、財政的援助的な国庫補助金(公立学校施設整備費等補助金な ど) ・本来国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金 (国勢調査委託金など) に分類されます。
県支出金	県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の 割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目 的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。
財産収入	財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸 付収入と、基金から生ずる運用収入である利子及び配当金があります。 財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。
寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。 用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金がありま す。
繰入金	市の他会計や基金(貯金)からの繰入金で、主なものに財政調整基金を取 り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。
繰越金	市の決算剰余金(歳入決算額から歳出決算額を差し引き、そこから翌年 度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したものを=実質収支)を翌 年度に繰り越して使用するものです。剰余金のうち50%を財政調整基金に 積立てます。

諸収入	上記及び市債以外の収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入があります。
市債(地方債・起債)	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる市の借金です。
一般財源	財源の用途が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも充てることができる財源のことをいいます。 市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などがこれにあたります。
特定財源	一般財源に対し、その用途が特定されている財源のことをいいます。 国・県支出金、使用料、手数料、財産収入、市債などがこれにあたります。

3 歳出関係

(性質別分類) 予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質(人件費、物件費など)によって分類するものです。

区 分		説 明
義務的経費	人件費	市の職員の給与や退職金などの費用です。
	扶助費	社会保障制度の一環として現金や物品などを支給される費用です。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます
	公債費	市債(市の借金)を返済する元利償還金と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。
投資的経費	普通建設事業費	道路の新設や公共施設の新築または改築などの建設事業に要する費用です。 工事請負費、設計監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費などもここに含まれます。
	災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に要する費用です。
その他の経費	物件費	人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的(支出の効果が単年度または極めて短期間で終わるもの)な費用の総称です。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれます。
	維持補修費	市が管理する公共用または公用施設等の効用を維持するための費用です。
	補助費等	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用です。他に相馬地方広域市町村圏組合負担金、報償費、火災・自動車損害保険料などがここに含まれます。
	積立金	基金等に積み立てるための費用です。
	投資及び出資金・貸付金	水道事業、病院事業へ支出される出資金や、中小企業者の経営合理化に必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興発展を目的し、貸付の原資とするため銀行に預託される中小企業振興資金貸付金などの費用です。
	繰出金	一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される費用です。 一般会計からは国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金があります。

4 財政指標等

区 分	説 明
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、数値が大きいほど返済負担が重いことを表します。</p> <p>この比率が 18%以上になると地方債の発行に国の許可が必要となります。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、数値が大きいほど今後の財政負担が重いことを表します。</p>
経常収支比率	<p>毎年経常的に収入される一般財源が、毎年固定的に支出しなければならない経常的支出にどの程度充当されているかを示す指標で、数値が大きいほど政策的な経費に回す余裕がなく、財政構造が硬直化していることを表します。</p>
臨時財政対策債	<p>国から交付される地方交付税の原資が不足しているため、不足額を補てんするため、地方自治体が借入れする地方債のことです。</p> <p>その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税を算定する際の経費（基準財政需要額）に算入されることになっています。</p>
標準財政規模	<p>地方交付税算定時に基準財政収入額を元に求められる標準税収入額に、地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税、臨時財政対策債を加えたもので、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額を表します。</p> <p>・標準財政規模 = 標準税収入額 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税 + 臨時財政対策債</p>
基準財政需要額	<p>普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な財政需要を算定するもので、行政項目ごとに下記の式により算定します。</p> <p>基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた額に調整率を乗じたものが、その年度に交付される普通交付税額となります。</p> <p>・基準財政需要額 = 測定単位 × 補正係数 × 単位費用</p> <p>【測定単位】…行政項目の財政需用の大きさを測定するための指標で、例えば消防費の場合は人口が測定単位となります。</p> <p>【補正係数】…各地方公共団体における自然的・社会的条件等を調整するための係数です。人口規模に対する財政需要を補正する段階補正などがあります。</p> <p>【単位費用】…測定単位の一単位当りの単価で、標準団体(市町村は人口 10 万人、面積 160 平方キロメートル)を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに計算されます。</p>

<p>基準財政収入額</p>	<p>普通交付税額を算定する場合に、地方公共団体の標準的な一般財源収入額を下記の式により算定したものです。</p> <p>・基準財政収入額 = [法定普通税 + 税交付金(利子割交付金など) + 地方特例交付金] × 75/100 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金</p> <p>(注意)一定の基準で計算した収入見込額で算定 (注意) [法定普通税 + 税交付金(利子割交付金など) + 地方特例交付金] × 75/100 を基準税額と呼びます。</p>
<p>標準税収入額</p>	<p>基準財政収入額の基準税額に 100/75 を乗じて求めた数値です。</p> <p>地方公共団体の標準的な税収入額を表し、これに地方譲与税、交通安全対策特別交付金を加えたものが標準税収入額等合計、さらに普通交付税を加えたものが、標準財政規模といえます。</p> <p>・標準税収入額 = 基準税額 × 100/75</p>

南相馬市中長期財政計画

(令和6年8月策定)

【発行】南相馬市総務部財政課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL : 0244-24-5225

MAIL : zaisei@city.minamisoma.lg.jp

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/>